○厚生労働省告示第六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二十六条第二項の規定に基づき、次の健康保険組合の解散を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二十八条の規定により告示する。

平成二十二年一月十五日

厚生労働大臣　長妻　昭

一　健康保険組合の名称　中央コーポレーション健康保険組合

二　事務所の所在地　愛知県名古屋市中区栄二丁目五番一号

三　設立事業所の名称及び所在地　株式会社中央コーポレーション　愛知県名古屋市

四　認可の年月日　平成二十一年十二月十六日

○厚生労働省告示第七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十六条第三項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる健康保険組合の同表の中欄に掲げる場所における従たる事務所を同表の下欄に掲げる日をもって廃止することに係る規約の変更の届出を受理したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十二年一月十五日

厚生労働大臣　長妻　昭

健康保険組合名	事務所の所在地	廃止年月日
オーミケンシ健康保険組合	岐阜県大垣市林町六丁目八十番地	平成二十一年十二月六日

○厚生労働省告示第八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十六条第三項の規定に基づき、次の表の第一欄に掲げる健康保険組合の同表の第三欄に掲げる事務所の所在地を同表の第五欄に掲げる日をもって同表の第四欄に掲げる所在地に変更することに係る規約の変更の届出を受理したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十二年一月十五日

厚生労働大臣　長妻　昭

健康保険組合名	事務所区分	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
新日本製鐵健康保険組合	従たる事務所	千葉県君津市君津一番地	千葉県木更津市築地一番地一	平成二十一年九月十九日
三菱商事ユニメタルズ健康保険組合	主たる事務所	東京都中央区明石町八番一号	東京都千代田区丸の内二丁目二番三号	平成二十一年十一月二十四日
メイテック健康保険組合	主たる事務所	東京都中央区銀座三丁目十番七号	東京都港区赤坂八丁目五番三十二号	平成二十一年十一月二十四日
国際自動車健康保険組合	主たる事務所	東京都港区赤坂二丁目十七番二十二号	東京都江東区東雲二丁目六番一号	平成二十一年十一月三十日
荏原健康保険組合	主たる事務所	東京都大田区羽田旭町十一番一号	東京都大田区羽田旭町十三番三号	平成二十一年十一月三十日
協和エクシオ健康保険組合	主たる事務所	東京都渋谷区渋谷三丁目十六番一号	東京都渋谷区渋谷三丁目二十九番二十号	平成二十一年十二月十四日
愛知県トラック事業健康保険組合	主たる事務所	愛知県名古屋市中区伊勢山二丁目四番十四号	愛知県名古屋市瑞穂区新開町十二番六号	平成二十一年十二月十四日
大阪既製服健康保険組合	主たる事務所	大阪府大阪市中央区内本町一丁目二番十五号	大阪府大阪市中央区谷町二丁目四番五号	平成二十一年十二月十四日
近藤紡績健康保険組合	主たる事務所	愛知県名古屋市中区栄二丁目八番十三号	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目十八番二十五号	平成二十一年十二月二十二日

○厚生労働省告示第九号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第五項の規定に基づき、薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年一月十五日

厚生労働大臣　長妻　昭

別表第一に次のように加える。

1077　膀胱尿管逆流症治療用注入材

○厚生労働省告示第十号

医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百六十九号）第四条第一項の規定に基づき、医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第八十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年一月十五日

厚生労働大臣　長妻　昭

本則に次のように加える。

780　膀胱尿管逆流症治療用注入材

○農林水産省告示第四百十二号

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第六十条の規定に基づき、動物用生物学的製剤検定基準（平成十四年十月三日農林水産省告示第千五百六十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十二年一月十五日

農林水産大臣　赤松　広隆

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百十三号

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第五十八条及び第五十九条並びに動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）第百五十四条第一項の規定に基づき、平成十七年三月十八日農林水産省告示第五百十六号（動物用医薬品の検定手数料並びに試験品及び出願者の保存用品として抜き取らせるべき数量を定める等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十二年一月十五日

農林水産大臣　赤松　広隆

表中「ワクチンの部」を「ワクチン（シードロット製剤を除く。）の部」に改める。

表中

「カナリア痘生ワクチン	140,600	0	14		2」を
「カナリア痘生ワクチン	140,600	0	14		2」に
（ワクチン（シードロット製剤）の部）	254,100	20,300		12	2
牛クロストリジウム・ボツリヌス（C・D型）感染症（アジュバント加）トキソイド（シード）				12	2

改める。